

事 務 連 絡
令 和 5 年 8 月 9 日

大阪府教育庁
私学課長 殿

大阪労働局職業安定部
職業安定課長

新規高等学校卒業者に係る求人申込みに関する事案の周知依頼について

平素より、新規高等学校卒業者の職業紹介業務の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みについては、選考期日、求人内容等について適正であることの公共職業安定所（以下「安定所」という。）の受理・確認を受けた後、当該求人票により高校に求人申込みを行わなければならないこととしているところです。

今般、大阪府内において、安定所の受理・確認を受けた後に、当該求人票に透かしを入れる等の加工を施した上で高校に求人申し込みを行うといった事案が確認されました。

安定所の受理・確認を受けた後に求人内容・外観を問わず加工・変更を行った求人票は、安定所の受理・確認を受けたものとは認められませんので、上記内容を府内各高等学校等へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。